

Interview

金融庁に
聞く!

事業者に対する金融の 円滑化についての要請と 金融機関に求められる支援

金融庁 監督局 尾崎 有 総務課長



コ ロナ禍の長期化で多くの事業者が依然として窮境状態にある。これを受け金融庁は3月8日、「年度末における事業者に対する金融の円滑化について」（以下、要請）を公表。「既往債務の

返済猶予等の条件変更についても（中略）事業者の要望に沿った最大限柔軟な対応を徹底すること」などを金融機関等に要請した。

そこで本稿では金融庁監督局・尾崎有総務課長に、要請を公表した背景や、条件変更時に求められる対応、いま金融機関に期待する役割を伺った（以下、敬称略）。

据置期間1年以内という 事業者が約6割

まずは「年度末における事業者に対する金融の円滑化について」を公表された理由を教えてください。

尾崎 金融庁は昨年春以降、新型コロナウイルスの影響で業況が悪化した事業者に対し、信用保証協会保証付き融資や条件変更などの資金繰り支援を積極的に行っていたと、金融機関にお願いしてきました。

金融機関も事業者支援に力を入れてきたことと思います。特に実質無利子・無担保の制度融資——いわゆるゼロゼロ融資は、本年3月末時点で約131万件・約22兆円に上り、多くの事業者の資金繰り支援に寄与したと認識しています。

ただ、このゼロゼロ融資を見ると据置期間を1年以内に設定している事業者が約6割に上るとのことです。おそらく昨年春から夏の時点では、

事業者のニーズを理解して
条件変更も含め適切な支援を

多くの方が「1年後には新型コロナウイルスも収束している。だから据置期間も短期でよい」と考えて

据置期間終了が
迫る！

コロナ融資の 条件変更対応

応諾時の確認事項と新制度の活用法

ゼロゼロ融資を中心とするコロナ融資の据置期間が終了する先が今後増えるが、スムーズに返済を開始できる先は少ないだろう。本ワイド特集では、適切に支援するために、新しいマル保「伴走支援型特別保証制度」の活用法を含めた担当者の動き方などを取り上げていく。

